

令和 8 年 第 7 回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 午後 1 時 2 3 分～午後 2 時 5 9 分

2 開催場所 安中市役所中会議室 1

3 出席委員 （16 人）

出席者	1 番 井上 豊	2 番 佐藤 光司	4 番 須藤 房二
	5 番 萩原 幹雄	6 番 岡部 雅彦	7 番 柘植 正
	8 番 眞砂 幸光	9 番 田中 錦也	10 番 橋本 一男
	11 番 猿谷 健一	12 番 田中 正明	13 番 塩谷 幸生
	14 番 宇佐美幸雄	15 番 金井 亮	16 番 伏田 再子
	17 番 丸山 征二		

4 欠席委員 （1 人）

3 番 須藤 克美

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	中島 教馨	農地係	中嶋 圭
農業振興係	石川 智美		

会議の概要

議 長 ただいまから令和 8 年第 7 回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17 名中 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催に当たり、3 番須藤克美委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

日程第 1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1番井上豊委員・16番伏田再子委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和8年6月25日開催の第6回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係27件につきましては、令和8年7月16日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第4回常設審議委員会が7月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

令和8年度農業・農村男女共同参画研修会が7月23日に前橋市の群馬産業技術センターで開催され、推進委員の藤巻委員が出席されました。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年7月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の14件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号の農地法第3条の許可申請の1番と5番について説明をさせていただきます。

まず、1番ですけれども、この土地は、現在、〇〇が借りて、クヌギ、松の苗木栽培をやっている畑です。農業者としては、〇〇が耕地面積がなくて、1名

でトウモロコシを1, 100平米耕作するということ。それから、住所が土地近隣でないということもありまして、同じ農業をする仲間としてちょっと心配であるということで、審議の参考をお願いしたいと思います。それが1番です。それから、5番ですけれども、農地法第3条の許可申請の5番です。この土地は、現在、〇〇が耕作する畑の東側に位置して、実際に購入されても土地の集約化ということで、さらに大規模経営の農業者として確立されるということで、別段問題のある対応ではないというふうに考えられますので、審議の参考によりしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第1号、農地法第3条関係の6番、7番、8番、9番、14番の5件でございます。

まず最初の6番ですけれども6筆ございます。若干近いのですが、2か所になっておりまして、〇〇は、道路を挟みまして会社の事務所があって、畑が3枚ほどありますけれども、長方形の形になっている用地です。それから、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の用地につきましては、道路沿いの事務所があります反対側に扇形の用地があります。ここ全部なのですけれども、今、実際にはすきで耕作というか、起こしてございます。受け人の方は、〇〇の開墾地で酪農をもともとやっておった方で、太陽光が盛んだった当初、今から11年ぐらい前なのですけれども、やっぱり酪農ではこれから年金も出ないし、ということで大々的に太陽光を設置しまして、そのときに太陽光がちょっとトラブっていたので、〇〇の会社にかかったのですかね。ちょっとその関係の間柄を知っておりまして、知っている関係で相談を受けたので、お話をさせていただいて、大々的に太陽光を始めました。当時レートが38円ぐらいだったと思うのですけれども、酪農をきっぱりやめまして、今は現地で高原野菜、キャベツを中心にやっておるのですけれども、冬場の仕事がちょっとなくなるということで、〇〇を下って、下のほうに土地を求めたいということで、10番委員さんのところの10番の案件なんかも同じなのですけれども、土地を所有してやりたいということで頑張っていますので、ぜひこちらのほうに来て、草地というか、荒れ地のところを耕していただきたいなということで考えています。審議の参考にしてください。

それから、7番につきましては、申請人は〇〇の方です。売却のほうの〇〇で、

もともとここに勤めておった方で、20年ぐらい前までは盛んにこの〇〇で、〇〇、〇〇とかそういうものと一緒に生活することによって心を癒やすとか、そういうような活動をやっておられた方で、その当時辞めるのに当たって、その法人から〇〇をどうするのだということで、借り受けて、ずっと現在に至っているということでございます。現在その方は、〇〇の関係とか、それからあとはイベントとかその他で〇〇とか貸し出したりというようなことで会社をやっております。〇〇ですか、〇〇というのがあるって、そこで当時は物すごく〇〇も来て、にぎやかだったそうです。その上に今度申請する農地があるのですけれども、昔は柿だとか栗だとか、いろんな果物、桃とか作って、相当にぎわっていたらしいのですけれども、今は山になっていて、山林で見る影もありません。そこを開墾して、向こうの法人から何とか買ってくれないかということで頼まれたのだと思うのですけれども、そこを開墾して〇〇の牧草地にしようということで考えておまして、8月にはこの業者の方に頼んで大型機械を入れて開墾して牧草地にするということでございますので、ぜひ応援したいと思います。

それから続きまして、8番の申請地なのですけれども、これも2筆、2か所に飛んでおまして、1つは農地が西側はコンニャク畑で、南側が県道で、東側が荒れ地を挟んで作業場ということなのですけれども、もう一つは西側がコンニャク畑、南側、東側が住宅等あるところなのですけれども、非常に住宅も近寄っておりますので、畑が荒れておりますので、猛獣というか、害獣のすみかとか、あるいは冬場になりますと枯れ草になって火災の危険性ということもありますので、開墾して耕作していただければと願っております。審議の参考にしてください。

それから、9番です。9番についても、ちょっと離れて3筆あり、場所は2か所でございます。1つは、私も行って見たのですけれども、〇〇の土地なのですけれども、面積が219平米ということで小さくて、馬入れもなく非常に大変なところだと思っております、ここは〇〇、〇〇の田んぼのほうを譲り受けるに当たって、抱き合わせとして一緒にやられたのかなという感じがしますけれども、こちらの田んぼは、〇〇というのがあるのですけれども、その川沿いに馬入れが来ておまして、周囲はセイタカアワダチソウとか、すごく草が生い茂っていて、田んぼは見る影もない場所なのですけれども、これを突破口にしてこういうところが開拓されて、農地がよみがえればなということで応

援していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、14番、議案書2ページの一番下なのですが、これは住宅の間にあるので、南側が道路で、今は草地になっておりますけれども、家庭菜園でやっていただくのが一番適している農地かなということで考えておりますので、審議の参考にしていただければと。よろしくお願いします。

議長 ほか。

5番。

5番委員 5番です。議案第1号、農地法第3条の規定による申請書の2番と3番ですが、こちらは〇〇、〇〇という河川があるのですが、その前の農地でありまして、この受け手が隣接している、両方とも隣接している水田でありまして、登記の関係で申請をするということでもありますので、別に問題はないと思いますので、参考にしてください。

議長 10番。

10番委員 10番です。1号議案、農地法第3条関係の10番ですが、10番については、さっき受け人については13番委員の方から説明があったとおりでございます。それで、〇〇、それと〇〇、〇〇ということなのですが、〇〇については〇〇の北側、崖上、この場所はとにかく行ってみても、どこがどこだか、境も何も分からないような状態の休耕地というようなところでございます。それと、〇〇、これは〇〇、南方400mぐらいのところなのです。そこで休耕になっておって、周りもみんなもともと休耕地でございます。それと、〇〇、この〇〇についてもみんなほとんど周りが休耕地というところで、〇〇と新たな方がキャベツの苗間等を作るのではないかとということで、前にも昔も随分、〇〇付近はキャベツの苗間をやっていて、最近また少なくなつて、また先月も一つ出てきたのですが、また始まったようでございます。それで、きれいに作付しておりますので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 議案第1号、農地法第3条関係の11番、12番、13番、営農型太陽光の更新の案件だと思うのですが、それで現況を見てきましたが、いずれもこの図面どおりの柱の数、構造物は図面どおりでした。それとあと、草刈りもよくやら

れていました。ただし、まとめて言ってしまうますが、11番、12番のほう、ブルーベリーが3年目だと思うのですが、膝ぐらいまでしかなくて元気がないなど。それに比べて、13番のほうはその倍ぐらいの丈で元気が良くて、結実、実がもう既になっていました。13番です。11番のほうのところもブルーベリーがなっていることはなっているのですが、かなり元気がなくて、この木に合わせて草刈りは、見た目良いのでしょうけれども、定例的に草刈りが本当にやられているのかどうか、私もちょっと見に行っているわけではないので、1年に1回ぐらいしか見に行っていないのであれなのですが、多分草刈りがあまりなされていないのではないかなということで見てきました。

それと、相変わらず図面にけちつけるわけではないのですが、この計算いろいろやっているのですが、現況はブルーベリーは太陽光のこのパネルの直下には植わっていません。したがって、ここで小さくて、私も老眼で分かりづらいところがあるのですが、遮光率の計算をしています、この遮光率したところで、ブルーベリーと直結した遮光率になっているのかどうか。50.72%。例えば11番のデータ表ありますけれども、そういう計算でいいのかどうかですね、この図面。図面の中で計算の結果が出ていますけれども、50.72%。確かにパネルの直下ですと、要するに斜辺がパネルの面積ですから、その角度を掛ければ直下の遮光率は出てくるのですが、要するに離隔の部分にブルーベリーが植わっているわけです。この13番の営農型太陽光も同じです。共通なのですが、こういう計算でいいのかどうかですよね、まず。そもそも遮光率50%なんていうのは、ブルーベリーにとって生育状況として好ましいのかどうかですよね。そもそもそういう問題があるのではないかなと思って見てきました。ブルーベリーのほうなんか見てみますと、やっぱり多少日陰になってもいいような生育環境でもいいのだというのですけれども、いずれにしても遮光率は30%が基準ですよね。30%を切るか切らないか、これで議論されていると思うのです。生育状況がいいとか悪いとか、ほかの作物も含めて、ブルーベリーに限ったことではないですが。だから、そもそもこの計算がこれでいいのかどうか。何か手引きがあれば、この事務局の方にですね、もう一度私もチェックしてみたいと思うのですが、はっきり言って間違っているのではないかなと思うのですよね、遮光率の計算が。

議長 事務局。

事務局 そうしましたら、遮光率についてということで。

15番委員 それと、あとまとめて言ってしまいます。申請書類、後でチェックしなければいけないでしょうけれども、そういったことも含めて営農計画はちゃんと更新の申請書類として記載されているのかどうか。それと、あと3年以降、いよいよ販売しなければいけないでしょうけど、ブルーベリーをですね。そういった販売計画はちゃんと示されているのかどうかというのを申請書類をチェックして、それからの判断かと思います。よろしくお願いします。

議長 事務局。

事務局 遮光率につきましては、明確にこういった計算で出してくださいというのは特に示されていないようなのですが、今おっしゃったように遮光率が何%であればその作物にいいのかどうかというのはそれぞれにあるのかと。また、30%前後ということで、今後、営農型について見直しがあるという話も出ておりますので、ただ現状ですと、そういったものが出ていない状態ですので、50%だから駄目ということにはならないのかなとは思いますが、ちょっとその辺、確認させていただきたいと思います。

また、申請書類のほうには計画書がついておりましたので、確認していただければと思うのですが、確かにまだ小さいかなという感じはしているところではございますが、計画書のほうはついておりますので、ご確認いただければと思います。

議長 15番。

15番委員 そもそもその遮光率を計算したところに植えているから議論が成り立つわけで、離隔の部分に、太陽光パネルの関係ない離隔の部分にブルーベリーを植えているわけです。だから、その遮光率の議論は成り立たないのではないかと。これパネル直下の遮光率は確かに50.72%になるかもしれませんが、そういうことで言っているわけです。

以上です。

議長 説明ありますか。

事務局 一応営農型で遮光率等を計算して出していただいておりますけれども、そのブルーベリーをそこにしか植えてはならないわけではないので、確かに遮光率とブルーベリーの場所というのが一致していないというところではあるかとは思いますが、そこ以外、直下以外のところにも。

議長 植えている。

事務局 そうですね。ちょっと計画書とは違うという形になってしまうのかもしれませんが

んが、植えることについては特に問題はないのかなと考えております。お願いいたします。

15番委員 だから、この遮光率を計算しても意味がないということを私は言いたいのです、この部分は。

事務局 この図でいくと。

15番委員 植えていないわけですから。植えている部分の遮光率をちゃんと計算してきてくださいという指示はできないのでしょうか。

事務局 そのかかっていない部分についてもということを含めての計算ということですよ。日陰になっていない部分に植えてあるのを含めてということですかね。

議長 ちょっとそれは、来月まで調べておいてください。遮光率の問題は、恐らくパネル直下の遮光率を出しているけれども、平均的なものを求めているのではないので、今事務局が言ったように、植える場所は別にパネル下に限っているものでなくて、この敷地内であれば別に植えて構わないので、それを非とする議論にはならないので、遮光率に対してはちょっと今すぐ回答はできないので、来月までに調べて説明させます。

15番委員 何で遮光率にこだわっているかという、いろいろなブルーベリーの教科書があって遮光率載っているのですよ、確かに。そういうデータがあるのです。遮光率30%だったらどう、50%だったらどうという生育の出来、不出来、これはデータで載っているのです。ここからスタートしていると思うのですよね、多分、ブルーベリーの営農型のあれはね。

議長 遮光率、高くても育つという作物になっていますから。

15番委員 そうです。そういうことで私は質問しているわけです。

議長 遮光率に関しては、来月、調べて説明するようにお願いします。
ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案第1号、農地法第3条関係の4番です。今現在、梅林であり、現在も収穫しております。周囲の畑も梅林であり、梅を引き続き作付することから、問題ないと思います。また、一部畑に作物を栽培しているので、引き続き作物を作るため、隣接している営農に与える影響はないと思われますので、審議の参考としてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したい
と思います。

なお、本議案及びこれ以降審査班に付託した事案について、他の審査班との審
査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませ
んか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 5 番の 5 件、2 班に 6 番から 10 番の 5 件、
3 班に 11 番から 14 番の 4 件、以上合計 14 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議につい
てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。

令和 8 年 7 月 27 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は、議案書 3 ページ記載の 3 件です。受理し
た申請書は、農地法第 4 条第 6 号各号に該当しないため、許可要件を全て満た
すと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

15 番。

15 番委員 15 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条の 1 番の案件ですが、ここは実は今建
っている家は、60 年ほど前にこれより前の古い家があって、それが火事で焼
けて建て直したのが今ある家で、もう既に、行ってみたら、不動産屋さんの看
板がもう家に取り付けてあって、売物件になっているなという感じです。いず
れにしても、そういった状況ですので、始末書も添付されているということで、
本人はずっと下のほうに、別のところに住んでいるのです。始末書添付という
ことで、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第2号、農地法第4条関係の2番です。2番の申請地は、住宅の庭というような南側の畑で、特に宅地になっても周囲の農地等に与える影響はないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第2号、農地法第4条の3番になります。こちらは3種農地というのもありますし、周辺は宅地化の進んだ地域で、周辺農地への影響はないと考えますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上、合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 7月22日に実施された申請面積1,000平米以上、営農型太陽光申請に係る5条申請5件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年7月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和8年7月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の15件及び議案書6ページ記載の計画変更1件の計16件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4 番。

4 番委員 4 番です。5 件ほどございますので、順に言っていきます。まず最初、2 番です。ここは〇〇で、先月も同じ人から太陽光の案件が出ました。ここはほとんど隣が団地で、全然周りが作付されているところがないということで、農業経営に別段問題はないということです。

それから、3 番、ここも太陽光です。現地確認で歩いたのですが、落とされた地図上の道というのがほとんどもう草が茂ってしまって、入るところもないような状態。本人のところへ行ってみて確認したところ、隣にある会社、〇〇という会社があるのですが、その敷地内のほうから入って、その場所を利用して牧草を作っていたということなのですが、〇〇のほうをやめてしまったので、今はほとんど耕作放棄地と同じ状態だと。その周り全体が耕作放棄地という形で、3 種農地ということで、ほとんど営農には問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

それと、5 番、これは〇〇のまちの中で〇〇というのが〇〇のすぐ北側にあるのです。そこに〇〇があって、その東のところにちょっとした草地であった場所です。そこが畑として残っている。周りにはほとんど農地もないし、道路と、あるのは住宅ですので、ここも問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

それから、1 2 番ですが、ここは地目が田ということですが、昔は田であったと思うのですが、その隣が以前に申請が出ている場所。許可が下りて、今工事が始まっています。その隣で完全なる耕作放棄地で、これ 2 筆ほどがありますけれども、ここはあとどうするのだろうと思って前回のときも見てきたのですが、やはり出てきたなということで、周りにはもう住宅と〇〇の道路を挟んで北側が、いわゆる第 1 種農地になっていますけれども、ほとんど問題はない場所であるということでございます。

それと 1 5 番、ここもいわゆる〇〇のすぐ南側になるのですが、道路を挟んで、〇〇の資材置場のところに墓地があるのです。その墓地の手前。手前というか、南側なのですが、これ申請の図面見てみますと、入り口だけ道路でずっと通って行って、その奥に一つのこの形の転用を申請しているという形です。幾らか畑として残る部分がありますけれども、ほとんど耕作しているとか、そういう状態の場所ではないので、問題はないと思います。それと、これが使用貸借権の設定ですので、恐らく問題はないと思いますので、協

議の参考にしていきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。農地法第 5 条申請の 6 番と、あと 6 ページの計画変更の関係ですが、〇〇のすぐ近くにありまして、四、五年前までは結構ご夫婦で管理、草むしりしたりやっていたのですが、最近来なくなって、草が繁茂している状況であります。今度家が建つということなので、耕作放棄地がなくなるのかなとちょっと喜ばしいところなのです。審議の参考にしてください。

計画変更のほうもこれに関連したものなので、農地管理がなかなかできないということで、今後は承継者が良くしていくということです。審議の参考にお願いします。

議 長 ほかにありますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 8 番と 1 3 番です。8 番の申請地は、北側に道路がありまして、西側が住宅、南側も住宅の平らなくぼ地で荒れております。そこで太陽光をするということで、日当たりはいいと思いますので、特に周囲に与える影響はないと思いますので、よろしくお願いします。それから、次のページの 1 3 番、ここは 3 種農地で住宅が囲んでおります。ましてや露天の駐車場・通路用地ということでありますので、特に問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 1 0 番。

1 0 番委員 1 0 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 7 番ですが、この案件は〇〇から 500 m ぐらい南の場所でございます。それで、申請地の南側、道を挟んで既に 1 0 0 m ぐらいは太陽光ができております。この場所については、耕作放棄地というような状態であり、前は宅地というか、住宅はあるのです。小さいプレハブのような住宅、現在住んでおりますけれども、特に場所的には問題はない、用地については問題はないのですが、太陽光ができた場合、ここは高くなるわけですね。農薬を使って、除草剤を使ってやると非常に根が浅いので流れるというので、前の住宅の人が心配しております。その点について、建設する場合には、事務局のほうからよく注意していただきたいというような要望がござい

ました。問題は特にございませんが、その点について要望していただきたい。
よろしくお願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 そうすれば、刈り払いで行ってもらいたいというようなことなのですかね。

10番委員 そうですね。とにかく隣の人がきれいに刈っております。除草剤使わないと、住宅の人が言っているか言っていないか、その点については分からないのだけれども、とにかく場所が場所だけに、〇〇が多いから、雨が降ると流れてしまうのだよね。実際に近所に太陽光やってあるところの現地も見たのだけれども、すごく砂が流れております。田んぼ作っている人なんかは、土砂がきて田んぼが埋まってしまうような状態、そういうような状態のところもあります。だから、その点について非常に強く要望したいと。

議 長 許可条件としてそれを提示することはできないので、要望として事務局から施工者のほうに伝えます。

10番委員 要望としてやっていただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号の農地法第5条の1番です。この〇〇というところは、南側が団地、〇〇の道路、県道と、下に〇〇という〇〇で、安中で一番おいしいという水が流れております。〇〇です。そこの間にありますところなのですけれども、譲渡人のうちの人が〇〇してしまったということで、この方が持っている川のそばの畑の一番奥に倉庫がありますけれども、その倉庫を〇〇が買いたいということで、場所が随分奥で、不便な場所なので、何で買うのかなという疑問はあるのですけれども、ただ農地法とか、あとはほかの近所の人に迷惑がかかるという場所ではないので、一応オーケーなのかなと思っております。以上です。

議 長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案第3号、農地法第5条の4番です。太陽光発電用地の案件です。申請地は、田んぼと畑でありまして、現在耕作をしておらず、多少雑草等が生えているというところでありました。1軒住宅が隣接していますが、その住宅は今空き家で、今回土地を売却する人の名義であります。周りは畑で耕作しておりません。また、隣接している土地に今現在太陽光発電が設置されてお

りまして、農地に与える影響はないと思われますので、審議の参考としてください。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の申請14番になります。これは、譲渡人の自宅というか、住宅に庭があるのですが、その庭がまだ地目変更してなくて畑だったという案件なのですけれども、庭ということなので耕作をしていませんでした。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条の9番と10番です。先ほど農地法第3条関係で出てきたところなのですが、営農型太陽光発電のところですよ。特に周りは何も作っていない。草地、両方ともですね。特に9番ですか、周りは草地で、10番が太陽光の団地みたいな、太陽光ばかりのところですよ。ですから、農地の隣接したところはないということで、いずれにしても、太陽光のステージの支柱の数は合っているし、面積はこのとおりでございます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第3号、農地法第5条の11番になります。こちらの土地は2種農地なのですが、周辺は宅地化の進んだ地域で、周辺農地への影響はないと考えられます。審議の参考をお願いいたします。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。1班に1番から5番の5件、2班に11番から15番の5件、3班に6番から10番の5件、合わせて計画変更の1番の計6件、以上16件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:29)

(書類審査)

(再開午後 2:47)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条の関係は、1 番から 5 番の 5 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託されました議案第 1 号の農地法第 3 条関係は、6 番から 10 番の 5 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班副班長 12 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、11 番から 14 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条の関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとお

りであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 8番です。農地法第4条関係で2班に付託された議案は、2番の1件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班副班長 12番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条の関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から1

5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班副班長 12番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和8年7月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書7ページ記載の1、中間管理権設定関係記載の1番の5件及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係1から5番記載の計10件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
本案について質問がありましたらお願いします。
委 員 なし。
議 長 なければ打ち切ります。
お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
委 員 挙手全員。
議 長 挙手全員であります。
よって、議案第４号、農用地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。
以上で議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和８年第７回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 ２時５９分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年７月２７日

安中市農業委員会会長

１番委員

１６番委員